

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十六号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「次の各号のいずれにも該当するもの」を「知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講したもの」に改め、同条各号を削る。

第四条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同条第一号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 水産食品の衛生に関する知識

第四条第二号ロを次のように改める。

ロ ふぐの処理技術

第四条第二号ハを削る。

第五条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項中「ふぐ調理師免許証(」を「ふぐ処理者免許証(」に、「ふぐ調理師免許証交付申請書」を「ふぐ処理者免許証交付申請書」に改め、同項第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同項第二号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し」を削る。

第八条第二項中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ処理者免許証再交付申請書」に改める。

第九条中「ふぐ調理師免許証返納届」を「ふぐ処理者免許証返納届」に改める。

第十条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十一条中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定申請書」を「ふぐ処理施設認定申請書」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十二条中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十三条中「ふぐ取扱施設認定書交付申請書」を「ふぐ処理施設認定書交付申請

書」に改める。

第十四条中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請書」を「ふぐ処理施設認定書再交付申請書」に、「き損」を「毀損」に改める。

第十五条中「ふぐ取扱施設認定書返納届」を「ふぐ処理施設認定書返納届」に改める。

第十六条中「専任のふぐ調理師変更届」を「専任のふぐ処理者変更届」に、「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理者の」に改める。

第十七条中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設廃止届」を「ふぐ処理施設廃止届」に改める。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

様式第一号中「ふぐ調理師免許証交付申請書」や「ふぐ処理者免許証交付申請書」及び「ふぐ調理師免許証の」や「ふぐ処理者免許証の」並びに「ふぐ調理師試験」並びに「ふぐ調理師免許の」並びに「第3条第2号」や「第3条」並びに「ふぐ調理師免許の」や「ふぐ処理者免許の」並びに「当該免許証の写し及び調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し」や「及び当該免許証の写し」並びに「（イ）」。

様式第二号（兼四）中「ふぐ調理師免許証」や「ふぐ処理者免許証」並びに「ふぐ調理師」や「ふぐ処理者」並びに「き損」や「毀損」並びに「（イ）」。

様式第三号中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」や「ふぐ処理者免許証再交付申請書」並びに「ふぐ調理師免許証の」や「ふぐ処理者免許証の」並びに「ふぐ調理師免許証（）」や「ふぐ処理者免許証（）」並びに「（イ）」。

様式第四号中「ふぐ調理師免許証返納届」や「ふぐ処理者免許証返納届」並びに「あて先」や「宛先」並びに「ふぐ調理師免許証を」や「ふぐ処理者免許証を」並びに「（イ）」。

様式第五号中「ふぐ取扱施設認定申請書」や「ふぐ処理施設認定申請書」並びに「ふ

ぐ取扱施設の」や「ふぐ処理施設の」並びに

「ふぐ取扱施設	「ふ
ぐ取扱施設の」	ぐ
や	ぐ

ぐ処理施設

「ふぐ調理師」や「ふぐ処理者」並びに「あ
て先」や「宛先」並びに「ふぐ調理師免許証を」や「ふぐ処理者免許証を」並びに「 <small>（イ）</small>
」

て先」や「宛先」並びに「ふぐ調理師」や「ふぐ処理者」並びに「あ

て先」や「宛先」並びに「ふぐ取扱施設認定書」や「ふぐ処理施設認定書」並びに「ふぐ取扱

施設の」や「ふぐ処理施設の」並びに「ふぐ取扱施設として」や「ふぐ処理施設として」に改める。

第九條第十号中「ふぐ取扱施設認定書交付申請書」や「ふぐ処理施設認定書交付申請書」並びに「ふぐ取扱施設認定書の」や「ふぐ処理施設認定書の」並びに「ふぐ取扱施設認定年月日」や「ふぐ処理施設認定年月日」並びに「受けたふぐ取扱施設認定書」や「受けたふぐ処理施設認定書」に改める。

第九條第十一号中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請書」や「ふぐ処理施設認定書再交付申請書」並びに「ふぐ取扱施設認定書の」や「ふぐ処理施設認定書の」並びに「ふぐ取扱施設の」や「ふぐ処理施設の」並びに「ふぐ取扱施設認定年月日」や「ふぐ処理施設認定年月日」並びに「ふぐ取扱施設認定書（）」や「ふぐ処理施設認定書（）」に改める。

第九條第九号中「ふぐ取扱施設認定書返納届」や「ふぐ処理施設認定書返納届」並びに「ふぐ取扱施設認定書を」や「ふぐ処理施設認定書を」に改める。

第十條第十号中「専任のふぐ調理師変更届」や「専任のふぐ処理者変更届」並びに「ふぐ調理師を」や「ふぐ処理者を」並びに「ふぐ取扱施設」や「ふぐ処理施設」並びに「ふぐ調理師の」や「ふぐ処理者の」に改める。

第十一條第十一号中「ふぐ取扱施設廃止届」や「ふぐ処理施設廃止届」並びに「ふぐ取扱施設を」や「ふぐ処理施設を」並びに「ふぐ取扱施設の」や「ふぐ処理施設の」並びに「ふぐ取扱施設認定年月日」や「ふぐ処理施設認定年月日」並びに「ふぐ取扱施設認定書」や「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十二條第十二号から第十四号まじを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする改正規定及び様式第十二号から様式第十四号までを削る改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。